

マージン率などの情報について

① 2021年6月1日付け 派遣労働者数 4人

(注) 直近の「6月1日現在の状況報告」の派遣労働者の数

② 2021年度 派遣先事業所数(実数) 2事業所

(注) 直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)

③ 2021年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 13,048円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣料金の平均額

事業報告で報告したすべての業務についても記載する

④ 2021年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 9,780円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額

事業報告で報告したすべての業務についても記載する

⑤ 2021年度 マージン率平均 25.0%

(注) 計算式
$$\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 25.045984 \dots \Rightarrow 25.0$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。)

事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。

また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
安全教育	雇入時	OJT	無償	有給
品質管理研修	派遣中	OJT	無償	有給
日本語レベルアップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 下曾禰 健二 電話番号 080-4155-6075

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

年1度のバス旅行あり。

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☒ 労使協定を締結していない

☐ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和〇年〇月〇日)

・協定労働者の範囲 (例: プログラマー業務に従事する従業員 等)

会社名 株式会社リアライズ
許可番号 派 23-303401

マージン率などの情報提供の義務化について

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されています。(労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2)

1 情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数
- (2) 派遣先の数
- (3) マージン率

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満の端数は四捨五入 (例 〇〇.〇%)

- (4) 派遣料金の平均額
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額
- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・ キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
 - ・ キャリアアップに資する教育訓練計画の概要
- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
マージン率の詳細な計算結果などを追加的に情報提供しても差し支えありません。

《令和2年4月改正》項目が追加されました！

- (8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している場合は、
 - ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - ・ 当該協定の有効期間の終期

※上記の内容に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。

※情報提供にあたっては、時点及び単位が分かるようにすること。

※労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績についても、インターネットの利用等により情報提供することが望ましいです。

2 情報提供の方法等

《令和3年4月改正》インターネットで 全ての項目を情報提供してください！

情報提供の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。自社でホームページ等を有していない場合については、『人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)』を活用してください。

情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後、可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要ですが、情報公開を積極的に進める観点から、派遣元事業主の判断により、当年度分の実績を追加的に情報提供しても差し支えありません。

※実績がなかった場合でも、その旨を公開してください。